

令和3年10月22日

保護者 様

安城市教育委員会
安城市立篠目中学校

「発熱等の風邪の症状がある場合の登校について」の対応の変更について

日頃は、本校の教育活動に対し深いご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

10月17日に愛知県の厳重警戒措置が解除されたことに伴い、愛知県教育委員会より「厳重警戒措置解除後の県立学校等の対応について」が示されました。

それに伴い、過日配付した文書「発熱等の風邪の症状がある場合の登校について」の内容を、下記のように変更いたします。

つきましては、新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、学校で安心・安全な生活を送ることができるよう、ご理解、ご協力をお願いします。

記

1 発熱等の風邪の症状がある場合の登校について

- ・児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校を控えてください。
- ・児童生徒の同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合については、児童生徒本人の登校に差し支えはありません。
- ・同居家族等が感染し、児童生徒本人が濃厚接触者に特定された場合は、保健所の指示に従ってしばらく登校させないでください。
- ・同居家族等が濃厚接触者に特定されている場合や、同居家族等が風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合については、児童生徒本人に行動の制限はないことを踏まえ、登校について学校と相談し慎重に検討させてください。

2 出席停止の扱いについて

- ・児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られ欠席等する場合は「欠席」とせず「出席停止」とします。
- ・新型コロナワクチンを接種するため、または副反応と思われる体調不良のために欠席等する場合は「欠席」とせず「出席停止」とするなどの柔軟な対応をします。
- ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「欠席」とせず「出席停止」とするなどの柔軟な対応をします。学校に相談してください。

問い合わせ先 教頭 多田 光寿
電話 0566-76-1777